

大分県留置施設視察委員会

【留置施設視察委員会とは】

平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、被留置者の適正な処遇を確保し、留置施設運営の透明性と改善向上に資するため、部外の委員で構成された機関です。

【委員会の名称・組織等】

○ 名 称

全国の警察本部ごとに留置施設視察委員会が置かれ、大分県には「大分県留置施設視察委員会」（以下「委員会」という。）が置かれています。

○ 組 織

委員会は、弁護士、医師等4名の委員で構成されています。

委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、大分県公安委員会が任命しています。

○ 任 務

委員会は、留置施設の視察、被留置者との面接や留置業務管理者（警察署長等）から提供された情報の確認などにより、留置施設の運営状況を把握し、留置業務管理者に対して留置施設の運営に関する意見を述べます。